

# 竹島（独島）問題の問題点（下）

内藤正中



統一評論 2005.8

## 五、竹島外一島之義本邦関係無之

一六九六年（元禄九）の幕府の渡海禁止令により、それ以後は日本人の竹島への渡航者はいなくなった。そして当然のこととして松島（現竹島）への関心もなくなつていった。もともとそれ自体としては価値のない岩島であるからには、松島だけのために渡航する者もいなかつた。

ただし、石見国浜田藩が関係する会津屋八右衛門の竹島密貿易事件のように、「最寄松島へ渡海之名目を以て」竹島にかけた事例もある。このことから、竹島は禁止されていたが、松島への渡航は何らの問題もなかつたと、川上健三は述べているが（川上建三著『竹島の歴史地理学的研究』昭和四一年刊）、單なる言い逃れでしかない文言をとらえて、松島渡航は

づけられていたとみることはできない。  
明治維新後になつて、新政府は朝鮮國に外務省官員を派遣して内情を調査させ、一八七〇年（明治三）四月に「朝鮮国交際始末内探書」と題する報告を受けた。その中に「竹島松島朝鮮附屬ニ相成候始末」があり、「松島ハ竹島ノ隣島ニテ、松島ノ儀ニ付是迄掲載セシ書函モ無之、竹島ノ儀ニ付テハ元禄度後ハ暫クノ間朝鮮ヨリ居出ノ爲差遣シ候処……」と記し、竹島、松島がともに朝鮮國領であると報告している。「元禄度後」とは元禄年間の竹島一件以降ということで、竹島のみならず松島についても言及していることは重要である。竹島、松島はワンセットのものとして認識されているのである。

次いで明治政府は、相次ぐ竹島（松島）開発申請に対処する必要に迫られる。一八七六年（明治九）青森県人武藤平学

の「松島開拓議」、千葉県人斎藤七郎兵衛の「松島開拓願」、翌年の島根県人戸田敬義の「竹島渡海願」である。ここでの

松島、竹島は、同じ齋陵島のことであるが、シーボルト系地図によつた武藤と斎藤は松島といい、戸田は江戸期以来地元で呼んでいた竹島の名稱を使ったのである。

一八世紀後半から一九世紀にかけての時期、西洋諸国の船が日本海に入り、既刊の海図にのつてない竹島、松島を見出していく、それぞれが島に新しい名稱をつけていった。その一つがアロウ・スミスの「日本図」で、竹島をアルゴノート、松島をダジュレーと呼んだ。これを長崎にいたシーボルトが、アルゴノートを松島、ダジュレーを竹島と記したことから、日本でも齋陵島の竹島が松島に、松島が竹島になつてしまふ。その後、竹島についてはリアンクール岩、ホーネット・ロックと命名され、歐米の地図や海図でも使用され、日本でも一九世紀末の時期ではリヤンコ島、あるいはランコ島と呼ばれるようになる。齋陵島はダジュレー、または松島である。

こうした島名の混乱があるなかで、政府外務省としても松島、竹島の実情について討議が行われ、関係する島根県に照会することと、船を出して調査することが決められた。

一八七六年（明治九）、竹島外一島調査の件が島根県に照会された。島根県では、米子の大谷・村川両家の史料から概要を推察すると、その位置は隱岐國の西北にあり、山陰の西部に含めてもよいように思われるが、地籍編入については如何取扱うがよいかと、一〇月一六日付で内務省に伺うかたちで

回答した。

内務省でも独自の調査を実施して、竹島外一島は日本領土ではないとする結論を出した。しかし「版図ノ取捨ハ重大之事件」であるとして、一八七七年（明治一〇）三月に太政官の決裁を求め、右大臣岩倉具視、參議大隈重信、寺島宗則、大木喬任の同意を得て、「竹島外一島本邦関係無之義」の原案をそのまま可決承認した。島根県へは四月九日に、「日本海中竹島外一島屬否ノ事……本邦関係無之旨」を指令してきた（稿本『島根県歴史・政治部』）。

海軍省水路局による実測調査は、一八八〇年（明治二三）九月に軍艦天城を派遣して行われ、「其地（松島）即チ古来ノ齋陵島ニシテ、其北方ノ小島竹島ト号スル者アレ共、一個ノ巖石ニ過サル旨ヲ知り、多年ノ疑義一朝氷解セリ」と結論づけたと、北島正誠『竹島考證』は記している。

こうして日本政府は、齋陵島の竹島はもとより、松島（現竹島）についても、その領有権を放棄したのである。

## 六、大韓帝国勅令による齋島郡石島

日本で江戸期以降呼ばれてきた松島は、明治一〇年代以降ではその名を齋陵島に取られ、欧米名そのままのリアンクール列岩、リヤンコ島などと稱されて、名稱からいつても日本領としての認識はなかつたと思われる。海軍水路部当局も、一八九四年（明治二七）、九九年版でリアンコール列岩を朝

鮮領と認識していたことを示している。

そうしたなかでの一九〇〇年（光武四、明治三三）一〇月一五日の大韓帝国勅令第41号では、鬱陵島を鬱島と改稱し、島監を郡守に改めた。そして鬱島郡は鬱陵全島と竹島、石島を管轄するとした。竹島と言うのは、鬱陵島のすぐ近くにある竹嶼島で、石島が現在の独島に当るとされている。

このことについての韓国側の説明は、その当時鬱陵島民の多くが全羅道の出身者で、全羅道方言では、石（トル）を獨（トク）と発音することからトル島がトク島になつたという。ハングルを漢字表記するにあたり、中央政府が石島としたわけで、發音通りならば独島になるというが（眞備廬『史的解明独島／竹島』P・137）これは議論の分れるところである。

このことに関連して、一九〇四年（明治三七）九月一五日の軍艦新高の航海日誌が、松島においてリアンコ島ト呼稱セリ」と記して、者より聴取した情報として「リアンコルド岩、韓人之ヲ独島」と書いた。韓人は漢字では「独島」と書いていたのである。

このように、石島が独島であり、鬱島郡に所属する島であることを認識していた。だからこそ、一九〇六年（明治三九）に島根県の神西部長ら一行が島に立ち寄って、リアンコ島の日本領土編入のことを郡守の沈興沢に告げた時、郡守は本郡所属の独島が日本領にされたことに驚き、江原道府に報告して対処を求めていたのであつた。

一九〇〇年の大韓帝国勅令は、石島すなわち独島（リヤンコ島）を韓国領土としていた。そうすると、一九〇五年（明治三八）のリヤンコ島の日本領土編入は「無王地先占」というわけにはゆかなくなる。

この当時、日本政府関係者がリヤンコ島が韓国領であることを知らなかつたとは思われない。地理学者の田渕友彦の『韓国新地理』（東京博文館、1905年）のなかでは、江原道鬱陵島の項目で「ヤンコ島」として記している。

また、日本政府にリヤンコ島の貸下願を提出しようとした中井養三郎は、「此の島を朝鮮の領土なりと思考して」（『島根県誌』1923年）、「リヤンコ島を朝鮮の領土と信じて」（『隱岐島誌』1933年、奥原碧雲『竹島及鬱陵島』1907年）、韓国政府に貸下請願を行つもりで上京したのである。

中井の請願を受けた内務省地方局は、「韓國領地ノ疑アル莫荒タル一箇不毛ノ岩礁ヲ收メテ、環視ノ諸外国ニ我が韓國併存ノ野心アルコトノ疑ヲ大ナラシムル」といつて、願い出を却下した。しかし、外務省の山座円次郎政務局長は「時局ナレハコソ其領土編入ハ急務」といつて、農商務省牧朴真水産局長、海軍省肝付兼行水路局長らと協議、内務・外務・農商務の三大臣に宛て「りやんこ島領土編入並ニ貸下願」を提出させた。

コトハ関係書類ニ依リ明ナル所ナレバ、國際法上占領ノ事実アルモノト認メ、之ヲ本邦所屬トシ……」

その島が無人島であることは事実であるが、所属不詳といふのは一方的な独断である。日本での閣議決定の五年前になる一九〇〇年には、大韓帝国勅令が公布されていることは前述した通りである。外務省の山座局長はソウルの日本公使館一等書記官をしており、一九〇〇年の大韓帝国勅令第41号を知らなかつたはずはないが、敢えてそれを無視してリヤンコ島を無王地としてしまつたと考へられる。

また中井養三郎が移住して漁業に従事していたというのは、事実と異なつていて、中井は菰草小屋を仮設して、アシカの漁期にだけ出漁していたもので、「移住」などといえる実態ではなかつたわけで、軍艦対馬の報告も、十日間ばかりの「仮居」であつたといふ。

しかし日本政府は、ここで領土編入について、歴史的に日本領土であつたものを、近代国際法の形式に即して領有意思を確認して公示したものといつていて、そして当時の日本の慣行に従つて、閣議決定したものを府県で告示する方法で十分であるという考え方である。しかし島根県に告示したのは、「管内への公示」だけであり、政府による官報での公示はしなかつた。

これに対しても韓国政府は、領土編入の当時は韓国領であり無王地ではなかつた、韓国政府への通報もなく、先占は無効

## 七、リヤンコ島の日本領土編入



海軍省の肝付局長は「肝付將軍斷定ニ頼リテ本島ノ全ク無所属ナルコトヲ確カメタリ」であり、さらに中井が前年から同島でアシカ漁を始めたことをもつて、「同島經營ニ從事セルモノアル以上ハ」といつて、無王地先占の理論を適用して、領土編入を提案する。

一九〇五年（明治三八）一月二八日の閣議決定は、次のように述べている。

臣請議無人島所屬に關スル件ヲ審査スルニ……

於テ之ヲ占領シタルト認ムヘキ形跡ナク……明

鬱島郡守の報告書と参政大臣の指令文（一九〇六年以來）によれば、鬱島郡守はこの報告書で独島を「本中井養三郎ナル國所屬独島」とし、参政大臣は「日本の独島者該島ニ移住シ領有説はまったく根拠がない」としている。漁業二從事セル

であると反論している。

ここで歴史的に日本領土であったというのには、果して日本に領有意識があつたかどうか、疑問が残るところである。まず第一に、その島名についてで、歴史的には鬱陵島の竹島に対しても松島と呼んでいたことを忘れ、フランスの捕鯨船が命名した「リアンクール岩」（リヤンコ島）を島名にして、領土編入の手続きをとつたことである。日本の固有領土という以上は、日本名を使うべきではないだろうか。このリアンクール岩の名稱は、日本海海戦の状況報告でも使われているし、一九四五年以降にも使用されている。

第二に、新島の命名にあたつて、島根県内務部長から意見を求められた隱岐島司が、歴史的背景を無視して鬱陵島を竹島と呼んでいるのは「誤稱」であり、海図では松島となつてゐるので、新島は竹島と命名すべしと回答したことについてである。島司の命名理由からすれば、昔から呼んでいたように竹島ではなく松島とすべきであつた。

しかし島司の誤解について島根県内では誰からも異論が出されず、島司の回答の通り竹島ということで島根県から内務省に報告され、そのまま閣議で決定されたのであつた。リヤンコ島について理解が如何に稀薄なものであつたかを示す事例である。

なお、領土編入が日露戦争のさなかに、韓国の保護国化を進めているなかで行なわれたことを十分に留意しておかなければならぬ。

## 九、竹島をめぐる残された問題

一九四五年（昭和二〇）、日本の敗戦による戦争終結により、竹島問題は新しい局面を迎えることになる。

大戦末期の一九四三年に、米・英・中三ヵ国首脳によるカイロ宣言が発せられ、戦後の日本領土についての対処方針が示された。そこでは、（1）第一次世界大戦で奪取した太平洋の島嶼、（2）中国より盗取した満州、台湾などの中国への返還とともに、（3）「暴力及貪欲に依り日本国が略取した又他の一切の地域」の放棄が求められた。

次いで日本が降伏するにあたつて受諾したポツダム宣言で、「カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルヘク、又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四国、並ニ五百等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ」と規定された。

いうところの「諸小島」については、一九四六年（昭和二二）一月二九日の連合国総司令部SCAPIN 677「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する覚書」において、日本政府の行政権の行使が停止される特定地域のなかに、鬱陵島、濟州島とともに竹島が、朝鮮関係として含まれていた。

つづいて同年六月二一日には、いわゆるマッカーサーライセンにかかる「日本の漁業及び捕鯨業許可区域に関する覚書」が、SCAPIN 1033として発せられ、竹島はその操業

をして宣戰布告し、そして同月一三日には「日韓議定書」が結ばれる。日本軍は開戦するや直ちに仁川に上陸し、ソウルに入つて韓国の首都を軍事的に制圧した上で締結である。

そこでは韓国政府の施政を日本の指導下に置くとともに、日本軍が「軍略上必要ノ地点ヲ臨機収容スルコトヲ得ル」と定め、日本軍の駐留権および土地收用権を容認させた。さらに日本政府は、五月二二日に「対韓施設網領」を閣議決定し、韓国の保護国化を方向づけ、八月二三日の第一次日韓協約で、韓国政府に対して財政、外交の顧問を雇用することなどを定めた。

そして一九〇五年（明治三八）一月の旅順攻略ののち、三月の奉天会議、五月の日本海海戦を控えた一月二八日のリヤンコ島領土編入の閣議決定であつた。韓国、特にソウルは日本軍の軍事制圧下にあつたわけで、一月に入るとソウルとその周辺の治安警察権は、韓国政府に代わつて日本軍が掌握する軍令が発せられる。

さらに日露講和後の一一月一七日には第二次日韓協約を締つけ、一二月二〇日には韓国統監府の設置と、韓国の保護国化が確実に進展してゆく時期であるから、リヤンコ島の日本領土編入に韓国政府として異議を申し立てるような状況にはなかつたとみるのが妥当であろう。

許可区域の外に置かれ、日本船舶の竹島への接近が禁止された。

しかし一九五二年（昭和二七）四月二五日にはマッカーサーラインが廃止される。そしてその三日後の四月二八日には対日平和条約が発効する。同条約では、日本から分離すべき朝鮮の島として、濟州島、巨文島、鬱陵島があげられたが、竹島は除外されていた。このため日本側では、竹島は日本領土になつたという認識をもつたのに對して、韓国側は、SCAPIN 677の条項と矛盾するはずがなく、実質的には変更していないと主張して対立する。

問題は、連合国を主導して対日平和条約の締結を図ろうとしていたアメリカの姿勢にある。

対日平和条約が日米安全保障条約と同時に締結されたことにみられるよう、アメリカの極東戦略とそのなかでの日本の位置づけと役割への期待である。一九四九年九月にはソ連が原爆の保有を発表し、一〇月には親米的な中華民国に代つて中国共産党による中華人民共和国が成立する。そして一九五〇年六月には朝鮮戦争がはじまり、米ソ対立の冷戦は極東にも広がつた。こうした状況を背景にして、アメリカでは対日講和促進の気運が高まり、國務省顧問のダレスに対日講和予備交渉を開始させる。アメリカは「平和国家日本」に固執して再軍備に消極的な日本を味方にすることを考えていたのである。

それは、川上健二の言葉を借りれば、「極東における秩序

の安定を日途】にして、対日平和条約の草案作成の作業が進行している時であった。アメリカを中心に各国で作成された草案については、アメリカ国立公文書館の外交文書集から関係記録を摘出して整理した塚本孝の「平和条約と竹島（再論）（レフアレンス）」1994年3月号)が詳細である。

そこで明らかにされたことは、対日平和条約草案のうちで、一九四九年一月一日付草案までは、リアンクール岩(竹島)は朝鮮領とされていたものが、それを見た駐日米国政治顧問シーボルトが国務省に意見書を提出して、リアンクール岩の帰属についての再考を勧告した。

そこでは、「この島に対する日本の領土主張は古く、正当と思われる。安全保障の考慮がこの地に気象及びレーダー局を想定するかもしれない」と記してあった。

この提案にもとづいて国務省は、一九四九年一二月二十九日付草案から、日本が保持する島として竹島が加えられることになるのであった。

アメリカの対日平和条約草案が、韓国政府に交付されるのは一九五一年三月であった。これに対しても同年七月一九日付の国務長官宛の公文で、韓国政府は独島(竹島)を日本から放棄する島として条約草案に明記するよう要請した。一度は認めながら日本のまき返しにあって、八月一〇日付の公文でもってその要請を拒否し、「独島、または竹島ないしはリアンクール岩として知られる島に関しては、我々の情報によれば、朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、一九

〇五年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われない」と回答した。

ここで「我々の情報」とは、日本政府外務省が提供したものである。それが如何なる内容のものかはわからないが、上述の文言からすれば歴史の事実を無視した一方的な内容のものであったことは十分に想像できる。しかも情勢は日本に有利であった。一九五一年七月からは朝鮮戦争の休戦会議が開始されたとはいうものの、韓国の国内は戦争の混乱により不安定な状況であった。代つて日本は、朝鮮特需で経済再建の足がかりをつくり、日米経済協力をうたい、米軍の駐留による集団安全保障のもとで「再軍備の道を歩みはじめ、アメリカの極東戦略において重要な役割を果たすことが期待されていた。

平和条約草案の領土条項に独島が欠落しているのを知つて、韓国は当然のこととして反発したと思われるが、その詳細はわからない。慎舡夏の『史的解明 独島／竹島』では、SCAPIN 677 を記すだけで、この問題についての言及はない。金学俊の『独島／竹島 韓国の論理』は、八月一〇日付国務省公文を紹介しながら、「日本はこの答信を愛用している」とコメントしているだけである。そして背景説明として当時の駐日アメリカ政治顧問シーボルトを通じて、日本側が持続的に要請した結果であるという。アメリカに対する日本外交の「勝利」とみるべきものであろうか。いずれにしても韓国は納得して引き下がつたわけではない。

一九五一年当時、韓国政府外務部政務局長であった金東祚

「韓日の和解」では、アメリカは韓国側が要求した独島を条約に明記することは受け入れなかつたが、同時に日本領土の範囲から明白に除外し、独島が韓国領土であることを「默示的に承認した」と述べている。それが事実であるとすれば、アメリカのダブルスタンダードが、日韓両国に対立抗争の火種を残したことになる。

ともあれ、アメリカ主導のもとに対日平和条約草案はつくられた。関係条文は、「日本国は、朝鮮の独立を承認し、洲島、巨文島、および鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権限、および請求権を放棄する」というものであった。たしかにこの規定には、竹島をどうするかについては何も記していない。したがって、その解釈をめぐつて日韓両国では異なる解釈をすることになる。アメリカのダブルスタンダードともいうべきあいまいな態度が結果したものである。

條約草案をまとめた過程では、一九五一年四月七日付のイギリスの案では、経度緯度により線引きをして日本が保持する島を特定する方式が主張されていた。竹島はその線の外側に位置づけられていたものである。この案を支持したニュージーランドは、「主権紛争を残さないようすることを確保する必要性」を述べていた。

しかしアメリカは、これに反対して日本を柵の中に囲い込むように見えるという、心理的不利益があるといって、日本が主権を放棄する領域だけを擧げることで合意し、最終案をま

とめたという(塚本孝前掲論文)。

こうして対日平和条約では、竹島についての明文規定がなされなかつたために、川上健三<sup>2</sup>としても竹島問題は未解決といわなければならなかつたのである。

そして川上は、固有領土論を主張するわけであるが、本稿で明らかにしたように、歴史的事実は日本の固有領土主張を否認するものであつた。

※参考文献

川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(古今書院、1966年)

梶村秀樹『竹島＝独島問題と日本国家』(著作集)第1巻明石書店、1992年)

大西俊輝『日本海と竹島』(東洋出版、2002年)

塚本孝「平和条約と竹島(再論)」(レフアレンス)1994年3月号)

慎舡夏『史的解明 独島／竹島』(インター出版、1997年)

金学校『独島／竹島 韓国の論理』(論創社、2004年)

金東祚『韓日の和解』(サイマル出版会、1992年)

内藤止中『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』(多賀出版、2000年)

(ないとう せいちゅう 島根大学名誉教授)

※7月号86頁下段左から8行目「竹島一体」を「竹島一件」と訂正します。

# 統一評論一一〇〇五年八月号 目次

■南北関係

「わが民族同士」理念で

六・一五共同宣言の本格的履行へ

梁明哲 10

動き出した朝鮮半島情勢

—注目される六者会談の行方—

崔鐘旭 20

六者会談再開の動きと韓半島情勢

—一〇〇五年一月～六月まで—

金ソウォン 28

★六・一五共同宣言發表五周年記念民族統一大祝典★

民族統一大祝典

梁明哲 10

民族統一大会・南側基調報告

白楽晴 38 36

民族統一大会・北側基調報告

安京浩 41 41

民族統一大大会・海外側基調報告

郭東儀 43 43

■写真で見る民族統一大祝典

民族統一大祝典、三泊四日の記録

梁明哲 10

【靖国】教科書」と歴史認識

—戦後六〇周年の日本の情景—

梁明哲 10

森 正孝 53 46

〈今〉を刻む人びと

金正日国防委員長による昼食会に招かれて  
六・一五民族統一大祝典ではじめて訪北

金政河 68

〈記録〉高まる支援運動・日誌／その他

イン・バンギュ 71 68

【独島領有権問題】竹島(独島)問題の問題点(下)

整理・編集部 74

内藤正中 82

朝鮮百鬼夜行抄 第五十八話「迷信」

朴珣愛 92

◇朝鮮民謡 ◇新編・高麗王若光(中)

朴飛雲 96